

平成19年（2007年）紀北町6月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成19年6月13日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年6月13日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上村晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課副 参事	五味 啓	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 北村博司 7 番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議長

議会が成立いたしましたので、これより平成19年6月紀北町議会定例会を開催いたします。会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承をください。

なお、今期定例会におきましては議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員によるテレビ撮影等を許可することといたします。

ここで議案の訂正をお願いいたしたいと思います。提案者から議案第51号についての訂正請求書が提出されました。内容については提案理由のところではありますが、括弧書きの平成19年政令第81号を政令第80号に訂正をお願いするものであります。会議規則第20条の規定により、議題となる前でありますので、議長において許可することにいたしております。各議員につきましては正誤表を配布させていただいておりますので、訂正につきご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6 番 北村博司君

7 番 玉津 充君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日 6 月13日から 6 月21日までの 9 日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月21日までの 9 日間とすることに決定をいたしました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 6 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会に係る会期及び運営等について協議をいただき、すでに配布済みのとおり確認をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

まず、今期定例会に提出され受理した案件は、諮問第 3 号から議案第61号までの12件と報

告が4件であります。また、請願については1件受理をしておりますので、ご報告申し上げます。なお、陳情等については3件受理をしており、議員各位に配布のみとすることで取り扱いの確認がなされ配布させていただきました。ご一読ください。

追加予定議案でございますが、山本踏切の拡幅工事について、JRとの契約締結の案件が予定されております。定例会初日に上程する考えで、事務手続きを進めてまいりましたが、JRとの協議に日数がかかり、少し遅れるということでもあります。議会運営委員会においては提出があったときに取り扱いについて協議することということで了承するとの確認がなされておりますが、議員各位におかれましても、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成18年度については普通会計の3月、4月分と水道事業会計の2月分についてと、平成19年度普通会計の4月分について監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

先に定例会において要望のあった三重紀北消防組合議会への危機管理課長の出席の件でございますが、地方自治法の規定では、議会への出席は当該地方公共団体の職員に限られておりますので、消防組合行政事務の処理に関係のない紀北町の職員の出席はできないとなっております。したがって、情報収集や消防組合との連携を密にするという意味からも、今後においては、必ず組合議会を傍聴するように配慮をいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、議長会関係についてであります。平成19年度における議長会の国・県に対する要望活動として、紀北町議会から2件の要望事項を提出いたしました。各議員の棚に配布させていただいておりますのでご覧ください。また4月20日の理事会において議長会の監査委員に私が選任されたことの報告をさせていただきます。

次に慶弔関係についてであります。元議員の家崎春季氏が4月14日に亡くなりました。叙勲はまだ授与されておりませんが、国の発表により従六位旭日双光章ということになります。

次に、四條畷市との交流についてであります。平成7年7月1日に旧紀伊長島町において四條畷市との友好都市の調印がなされ、議会同士の交流を行うことの申し合わせがなされております。本年度は7月28日の燈籠祭に合わせて来町することになっております。交流内容については四條畷市と十分に打ち合わせを行い、計画してまいりたいと考えております。その際にはご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に議場の改修についてであります。4月からの機構改革に伴い担当課が増えたため、一部説明員の配置替えをしております。また、これまで通路にイスを置いて対処してまいりましたが、今期定例会からは机を置くとともに北側の出入口の扉を改修いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般質問の通告についてであります。受付時間の締め切りが、本日午後5時までとなっております。質問の要旨については具体的に記載していただき、また答弁を求める者、資料を要求される方は必ず記載しておいてください。特に資料については通告書に記載をお願いをいたしたいと思っております。会議規則に反する場合は受理しないという取り扱いをすることもありますので、通告書の提出にあたってはよろしくをお願いいたします。

最後に全員協議会についてであります。執行部より全員協議会の開催の要請がありました。事項については海山リサイクルセンターの試運転にあたっての説明と、野々瀬地区土砂採取に伴う水谷建設との協定書等についてであります。日時については6月21日、定例会終了後ということにいたします。

何とぞ、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4点ほど行政報告させていただきます。

まず、係争中の規制対象事業場認定処分取消請求上告事件・同上告受理申し立て事件につ

いてであります。去る6月8日、最高裁判所から本町の訴訟代理人のもとへ、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。上告費用及び申し立て費用は上告人兼申立て人の負担とする」とする内容の決定通知書が届きました。

これによりまして、平成8年2月から係争しておりました産廃訴訟は、町側の敗訴という結果になり、私といたしましては、最善の努力をしてみましたが、本町の主張が認められず大変残念に思っております。

またこれまで、町議会をはじめ町民の方々にはご支援とご協力ご理解を賜り厚く御礼申し上げますとともに、この結果に対しましてご不安を与えてしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今後の対応につきましては、町として適切な対処をしてみたいと考えておりますので、何とぞ、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、その結果の報告につきましては、早急に報告の場を設けさせていただきたいと考えております。

次に鳥羽志勢広域連合のし尿処理支援についてであります。本年2月より、鳥羽志勢広域連合の依頼を受け行ってまいりました、し尿処理支援は、5月31日をもって終了いたしました。その間の搬入日数は81日で、搬入量は149.3キロリットルでありました。受入れ期間中は、住民の生活に支障をきたすことなく処理できたことをご報告いたします。議員の皆様にはご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、鳥羽志勢広域連合より御礼のあいさつ状を受けておりますことを、合わせてご報告いたします。

3点目は、平成18年度一般会計並びに特別会計についてであります。本年5月31日の出納閉鎖の結果、決算が明らかになりましたのでご報告申し上げます。お手元に配布いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては歳入歳出差引額で3億9,972万9,525円、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源9,047万3,000円を差し引いた実質収支で3億925万6,525円となりました。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計で1億2,683万3,582円、老人保健特別会計で3,857万1,015円、簡易水道事業特別会計で3,686万2,384円、介護サービス事業特別会計で1,747万722円となっております。

最後に、寄付についてであります。去る5月10日にダイハツ工業株式会社様より、創立

百周年事業の一環として、車椅子が利用できる軽自動車の福祉車両 1 台をご寄付いただきました。ご寄付に対しまして心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終わります。

日程第 5

議長

それでは議事を進めます。

お諮りします。

諮問第 3 号については人事案件であるため、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 3 号については、本会議での審議とすることに決定をいたしました。

日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

それでは提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに人事案件についてご説明申し上げます。

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

であります。現人権擁護委員の中野徑江氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成 16 年 10 月から合併まで旧紀伊長島町において人権擁護委員とし

て、また、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされ、ご尽力をいただいております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、諮問するものであります。

以上が人事案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で提案理由の説明を終わります。

それではこれから議案の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終わり、採決をいたします。

お諮りします。

諮問第3号については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第6～日程第17

議長

お諮りします。

日程第6 議案第51号から日程第17 議案第61号までの11件について提案理由並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より、一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきありがとうございました。引き続きまして、他の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第51号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布されたことに伴いまして、補償基礎額を変更する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 財産処分について

であります。中日本高速道路株式会社が施工する「近畿自動車道尾鷲勢和線建設工事の用地とするため、町有財産にあります土地7,696.04㎡、及び立木2,072本を1,077万5,032円で処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 紀北町道の路線認定について

議案第54号 紀北町道の路線認定について

の2議案につきましては、国土交通省が施工した新長島橋北詰の国道42号長島地区交差点改良工事に伴いまして、国道42号の一部が国土交通省から町に移管されるため、町道永長3号線並びに町道永長4号線として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 紀北町道の路線認定について

であります。このたび紀伊長島区の加田地区に道路を新設するにあたり、町道加田2号線

として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀北町道の路線認定について

であります、議案第58号で上程させていただきました町道古里江の浦線の路線変更に伴い、町道の一部が廃止となりますので、その部分を町道加田3号線として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 紀北町道の路線変更について

であります、議案第53号並びに議案第54号と同じく新長島橋北詰の国道42号長島地区交差点改良工事によりまして、国道の一部が町道に移管されるにあたり、町道井の島山本5号線の終点を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 紀北町道の路線変更について

であります、議案第56号でも触れましたが、町道古里江の浦線改良工事を着工するにあたり、起点を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 紀北町道の路線変更について

であります、県道長島港古里線改良工事に伴いまして、国道42号の一部が国土交通省から町に移管されるにあたり、町道古里6号線の終点を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

であります、歳入におきましては、財産収入として、議案第52号でご説明申し上げました財産の売却により1,077万4,000円、繰越金で746万6,000円、町債では商工債及び土木債の借入により5,760万円を増額、一方、歳出におきましては早急に予算措置を必要とするもののみ計上いたしてありまして、総務費で行政放送事業費及び基金積立金で1,165万8,000円、民生費では老人福祉センター空調設備改修工事費で650万円、商工費では道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業費として1,268万2,000円、土木費では町道改良事業費で4,500万円の増額となっており、歳入歳出ともに合計で、7,584万円を増額し、総額で、84億9万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 専決処分の承認を求めるについて

であります、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月23日可決成立し、同30日に公布されたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであ

ります。

以上11議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続いて内容説明を求めます。

議案第51号についての内容説明を求めます。

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

議案訂正の取り扱いにつきまして、どうもありがとうございました。

それでは議案第51号をご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第51号

紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成19年政令第80号）が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。

5ページのほうをお願いいたします。

右が旧条例、左が新条例でございます。

補償基準額、第5条第3項中アンダーラインの部分でございますが、のうち2人までを削除し、それぞれ200円を1人につき200円に改めるものでございます。

次にその他の扶養親族につきましては、1人につき167円を削除するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日と経過措置について所要の整備を行ったものであります。

以上です、よろしくお願いいたします。

議長

次に議案第52号についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

皆さん、おはようございます。

議案第52号について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第52号

財産の処分について

次のとおり財産を売却するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の所在地 | 紀北町紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1555番地18の内 |
| 2 | 種目及び数量 | 土地 7,696.04㎡
立木 2,072本 |
| 3 | 売却の価格 | 1,077万 5,032円 |
| 4 | 売却の相手方 | 松阪市川合町 554番地
中日本高速道路株式会社
名古屋支社 松阪工事事務所長
割 田 巳 好 |

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「近畿自動車道尾鷲勢和線建設工事」用地として町有財産を処分するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして8ページをご覧ください。

資料の1、土地補償の内訳につきましては、紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1555番地18の内、現況地目は山林、公簿面積1万 2,588㎡、売却面積7,696.04㎡、売却単価 800円、売却金額 615万 6,832円でございます。

続きまして物件補償の内訳でございます。紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1555番地18の内、立木につきましては合計が 2,072本、補償金額は 461万 8,200円でございます。内訳は杉が 3本、9,990円、桧が 1,984本、433万 110円、クヌギが 4本、4,040円、雑木が81本、5万 4,188円、消費税が21万 9,916円であります。

続きまして9ページをご覧ください。

この資料には売却予定用地の位置図でございます。なお図面に赤く示した線は中日本高速道路の株式会社の工事区間でありまして、その下に続く黒く示した線は国土交通省の新直轄区間でございます。

続きまして10ページをご覧ください。

この資料3につきましては、図面の中ほどに高速道路の法線が入っておりまして、法線に付随している1555番地18の内、町有林地を図示させておりますが、その中のAとBの斜線部分 7,696.04 m²が今回の売却予定地でございます。

続きまして11ページをご覧ください。

この資料につきましては、縮尺を変えて売却予定地付近を示した図面でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に議案第53号から議案第59号までの7件についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

おはようございます。

それでは議案第53号から説明させていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第53号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道永長 3 号線

起 点 紀北町紀伊長島区東長島字玉3382番地先

終 点 紀北町紀伊長島区東長島字玉3343番地先

平成19年 6 月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

国道42号長島地区交差点改良工事（新長島橋北詰）に伴い、国道の一部（側道）町道として移管されるためでございます。

（以下資料により詳細に説明）

山本善久建設課長

続きまして14ページをお願いいたします。

議案第54号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道永長 4 号線

起 点 紀北町紀伊長島区東長島字玉3350番地先

終 点 紀北町紀伊長島区東長島字玉 492番地 3 地先

平成19年 6 月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

国道42号長島地区交差点改良工事（新長島橋北詰）に伴い、国道の一部（国道下道路部）が町道として移管されるためでございます。

（以下資料により詳細に説明）

山本善久建設課長

続きまして16ページをお願いいたします。

議案第55号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道加田 2 号線

起 点 紀北町紀伊長島区長島字加田六ヶ谷1834番1地先

終 点 紀北町紀伊長島区長島字加田坂本1846番地先

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

国道加田2号線道路新設事業に伴い、道路認定の必要が生じたためでございます。

(以下資料により詳細に説明)

山本善久建設課長

続きまして18ページをお願いいたします。

議案第56号 紀北町道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

記

認定する路線名

1. 路線名 町道加田3号線

起 点 紀北町紀伊長島区長島字加田六ヶ谷1835番3地先

終 点 紀北町紀伊長島区長島字加田六ヶ谷1839番7地先

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

町道古里江の浦線の路線変更に伴い、廃止される路線を新たに道路認定する必要が生じたためでございます。

(以下資料により詳細に説明)

山本善久建設課長

続きまして20ページをお願いいたします。

議案第57号 紀北町道の路線変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路 線 名 町道井の島山本5号線

2. 道路の区域

旧区域 紀北町紀伊長島区東長島字井の島92番地先から
紀北町紀伊長島区東長島字永長 490番 1 地先まで

幅員 2.8～ 5.8m

延長 509.7m

新区域 紀北町紀伊長島区東長島字井の島92番地先から
紀北町紀伊長島区東長島字玉 584番 3 地先まで

幅員 2.8～ 5.8m

延長 661.9m

平成19年 6 月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

国道42号長島地区交差点改良工事（新長島橋北詰）に伴い、国道の一部（側道）が町道として移管され、町道井の島山本 5 号線に追加することにより終点を変更する必要性が生じたためでございます。

（以下資料により詳細に説明）

山本善久建設課長

続きまして22ページをお願いいたします。

議案第58号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 3 項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路線名 町道古里江の浦線

2. 道路の区域

旧区域 紀北町紀伊長島区长島字加田六ヶ谷1835番 3 地先から
紀北町紀伊長島区古里字谷田 876番 2 地先まで

幅員 4.2～ 7.6m

延長 498.0m

新区域 紀北町紀伊長島区字加田長さご1824番 2 地先から
紀北町紀伊長島区古里字谷田 876番 2 地先まで

幅員 4.3～7.6m

延長 569.9m

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

町道古里江の浦線改良工事に伴い、町道の起点を変更する必要が生じたためでございます。

(以下資料により詳細に説明)

山本善久建設課長

続きまして24ページをお願いいたします。

議案第59号 紀北町道の路線変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路線名 町道古里6号線

2. 道路の区域

旧区域 紀北町紀伊長島区古里字尻掛 974番22地先から
紀北町紀伊長島区古里字尻掛 958番4地先まで

幅員 3.0～3.8m

延長 218.3m

新区域 紀北町紀伊長島区古里字尻掛 974番22地先から
紀北町紀伊長島区古里字尻掛 949番9地先まで

幅員 3.0～7.3m

延長 334.8m

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

県道長島港古里線改良工事に伴い、農道の一部を町道古里6号線に追加することにより、終点を変更する必要が生じたためでございます。

(以下資料により詳細に説明)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

この路線変更とか、町道認定の関係でですね、位置図、これはね13ページ以降何箇所にも出てきますけれども、県立尾鷲高校長島分校という名前の学校は存在しません。これ公文書ですからご訂正願います。

それからやはり17ページ以降に長島隧道というのが出てきますけれども、この島の字はやまへの付いた島だと思いますが、略字使っていいんでしょうか、こういうトンネル名は。県立尾鷲高校長島分校というのは明らかに誤りです。こういう名前の学校はありません。分は要りません。これは重大なんです。

議長

わかりました。確認のうえ、訂正をいたさせます。

執行部、十分確認を後ほどお願いいたしたいと思います。

最終的に確認してから訂正をいたさせます。

議長

次に議案第60号についての内容説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。

議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成19年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,584万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

それでは予算書の8ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に議案第61号についての内容説明を求めます。

上村税務課長。

上村晴彦税務課長

議案について説明させていただきます。

議案書の27ページをご覧ください。

議案第61号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

28ページは専決処分でございます。

改正する詳細な内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

32ページをご覧ください。

この新旧対照表は、左のほうが新条例で、右のほうが旧条例となっております。

初めに第23条でございますが、町民税の納税義務者等の第1項中の改正につきましては、信託法の改正に伴い、信託段階において受託者を納税義務者として法人税割額の課税を行い、課税の中立、公平を確保するため、第5号を整備したものでございます。

また、第3項の改正につきましては、第1項に第5号を加えたことによるものでございます。

第31条、均等割の税率の改正につきましては第2項表第1号中の（昭和40年法律第34号）は、第23条で今回追加いたしました第5号において同字句を挿入したため、この部分を削除するものでございます。

次に34ページをお願いします。

第95条、たばこ税の税率でございますが、1,000本につき3,064円から3,298円とするも

のであります。この改正はたばこ税の増収措置として附則で定めていた特例税率を本則の税率と恒久化する改正でございます。

第131条、特別土地保有税の納税義務者等第5項中の改正につきましては、地方税法施行令において第36条の2の4から、第36条の2の3に号の繰り上げ改正が行われましたので、本条例においても同様に改正するものであります。

35ページをお願いします。

附則第10条の2の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正につきましては、主なものとして新たに住宅のバリアフリー改修促進税制が創設されたことにより、第6項を加えたものであります。その内容につきましては高齢者65歳以上や、介護保険法の要介護、もしくは要支援の認定を受けている方、障害者の方が自立した日常生活を送ることができる環境整備を促進するための特例措置であります。

適用期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間なんですけども、一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して申告された場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額を改修工事が完了した年の翌年度に限り、3分の1減額するものでございます。この場合1戸当たり100㎡相当分に限っております。

なお、一定のバリアフリー改修工事とは廊下幅の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、トイレの改修、手すりの設置、屋内の段差解消などで、その工事費用の合計額が30万円以上となっております。この場合補助金をもって充てる部分は除かれております。

36ページをお願いします。

附則第11条の3の平成19年度、または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の改正につきましては、鉄道運送用途とそれ以外の用途として複合的に利用している土地について、次の評価替え年度であります平成21年度を待たずに、評価方法の変更を平成19年度に実施するため、これを追加したものでございます。

37ページの附則第16条の2のたばこ税の税率の特例につきましては、本則税率とする改正でありまして、第1項を削除し、第2項を第1項とし、第3項を第2項とするものであります。

附則第17条の2の優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の改正に伴いまして、第3項中第36条の5から第37条までを、第36条の5、第37条に改めるものでございます。

38ページをお願いします。

附則第19条の2、特定管理株式会社が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の第1項中の改正につきましては、証券取引法が、他の法律との整理統合も含めて金融商品取引法に改定されたことを受けて引用する法律名を、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引を（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引に改めるものであります。

附則第19条の3の上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、配当及び譲渡益に係る税率を軽減する特例措置の適用期限が1年延長されたため、平成20年度を平成21年度に改めるものでございます。

39ページ、附則第20条の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例第7項の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、特例の対象となる特定株式の所得期間を平成19年3月31日から、平成21年3月31日に改め、また附則第20条の4につきましては、見出しを条約適用利子等及び条約配当等に係る個人の町民税の課税の特例に改め、40ページと同条第3項中の期限を（平成20年3月31日）を（平成21年3月31日）に延長するものであります。

次に附則第20条の5の保険料に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、租税条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料についても、地方税法に規定する社会保険料とみなして、その社会保険料控除に係る規定を追加するものであります。

なお、附則につきましては、施行期日と経過措置についての所要の整備を行ったものでございます。

以上、専決処分を行った内容となっております。よろしく申し上げます。

議長

以上で内容説明を終わります。

議長

ここで暫時休憩といたします。

なお、開催は11時を予定をいたしております。

(午前 10時 45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

議長

これより各議案の質疑に入りたいと思いますが、発言を求めるときには、議長と呼び、自己の議席番号を告げ、許可を得てから発言をしていただくようお願いをいたします。

質疑の回数については、議長が宣言した議題について3回以内となっております。なお、議案については委員会に付託されることになっており、委員会での審査は十分にできますので、自分の所属する委員会に付託される案件については大筋の質疑にさせていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは質疑に入る前に、山本課長からさきほどの訂正について発言を許可いたします。

登壇してお願いいたします。

山本善久建設課長

さきほどの私の議案説明の中で、一部誤りがございましたので訂正させていただきたいと思っております。

まず議案53号、54号、57号に添付いたしました資料の位置図でございますけれども、ページ13ページ、また15ページ、21ページでございます。この位置図におきまして県立尾鷲高校長島分校との表示がしてございますけれども、この部分に誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。正しくは県立尾鷲高等学校長島校でございます。これにつきましては後ほど正誤表を配布させていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

また議案55号、56号、58号の添付いたしました位置図でございますけれども、ページ17ページ、19ページ、23ページでございます。この位置図に長島隧道の表示がございまして、正しくはやまへの付いた嶋ではないかというご指摘がございました。これにつきましては現

在のトンネルにですね名番が設置してございます。長島側につきましては山ありの嶋でございます。また古里側につきましては山なしの島でございます。そういうことで一般的には位置図に表示されましたやまへんなしの島を使用しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

すみません。たった今、長島隧道の表示でございますけども、25ページにございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは正誤表は後ほどということで、よろしくご了解をいただきたいと思っております。

それではこれより、議案の質疑を行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですねいろいろな採決するときですね、挙手をしますよね、議長のほうに。そのときにですね、やはりテレビで町民の皆さん、だれが手を挙げたか、挙げなかったかというのは大きな町民が関心する問題に関してはそれを見たいと、しかし、挙手してすぐに終わってしまうんで、だれが反対しておるやら賛成やらわからんと、だからやはりこのテレビでゆっくりと皆さんのその挙手が、是非がわかるように、その時間をもってやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長

わかりました。それではそういう意見も当然かと思っておりますので、ゆっくりとカメラをパンしていただくように、そのように。カメラのほうで調整いたします。よろしく願いいたします。ズームやいろんなものできるんな、はい。

11番 入江康仁議員

議長、カメラやなくて挙手早いとカメラが回らんもんで、サッとやるやろ。それでわからんで、だから我々がゆっくり、カメラがそれに合わせてもうたらいだけです。よろしく願いします。

議長

はい、了解いたしました。

それでは日程第6 議案第51号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第7 議案第52号 財産の処分についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑される方ございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

20番 東清剛、財産処分についての質疑ですけれども、これは昨年9月にも同じような箇所で財産処分を行われたと思いますけれども、なぜ時期が2回に分かれたのかということと。

8ページの物件補償の内容でございますが、杉が3本、桧が1,984本となっておりますが、これの植栽年月日、何年生かということ、また平均の胸高直径はいくらなのか。

それとここに杉と桧ございますけれども、多分同じ径のものでの単価がわかるはずですが、その比較はどうなっているのか、お伺いいたします。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議員のご質問にお答えいたします。

樹齡につきましては28年生でございます。

杉の3本でございますが、5cm、11cm、42cmとなっております、桧との比較としましては杉5cmの場合1,280円、桧につきましては1,200円でございます。11cmの杉につきましては2,240円でございます。桧が1,770円ということで470円の差があります。

平均の直径でございますが、桧につきましては14cmとなっております。

すみません。最初のご質問でございますが、9月に売却し、そのあと中日本高速のほうで調査の結果、ちょっと遅れがありましたので、今回この6月の補正にあげさせていただきました。以上でございます。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

と言われますと、昨年と単価は同じでございますか。

それと、多分5 cmでしたら80円、言われませんでしたね。多分それぐらい違うと思います。と言うことは、当然前と私一般質問でもしているように、杉よりも桧の評価が低いわけですね。それはやっぱり腑に落ちませんよね。

それで、私は昨年の3月の定例会でも一般質問でお願いいたしております。そのときの答弁も9月のときにも町長にはいただいておりますけども、その結果ね、どのように町長が活動されたのか、また要望活動されたのか、それで、もしされたとしたら、どのようなものであって、その回答はいただいているのかどうか。私が言っておいたのは、この地域特有の尾鷲桧、尾鷲林業地帯の育林方法を全く無視したような用対連の単価表なんですね、それを是非とも是正していただきたい。

なおさら知事が言われる25年までに開通を見込むなら、なおこの地域の地場産業である林業、この地域、約全面積の90%、88.何パーセントかな。それぐらいが山林でございます。そのなかでも人工林率が70%前後が人工林でございます。その99%が多分桧だったように私は思っております。ですから、どうしてもこの地場産業、林業を支えるには、この単価の見直しというのが当然必要でございます。さきほど申し上げましたように、要望活動どのようにされたかと、それと県の対応をお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

去る昨年ですね、9月27日に私の名前をもって三重県知事野呂昭彦様に、この杉、桧の単価の違いの是正について要望をいたしております。それ以後の経過については、現在のところまだ受け取っておりません。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

と言うことは、何ら効果が出てないということでございますね。

それでこの、なおさら今回こういう案件が出てくるということは、これで了解しているわけじゃないですか、町長。もう少しその辺に疑問を持って、やっぱりこの単価を見るのが必要かと思われま。

あまり私も担当の常任委員会でございますから、ここではあまり言いませんけども、もう一つ確認をいたしたいのは、町長の思っている尾鷲林業と尾鷲桧、どのように受け止めているか、これは担当課長にもお伺いしますけども、そのなかで杉よりもね安い価格での評価を甘んじて受けるのかということです。

ですから、その辺のことでどのように受け取っておられるのか、是非ともこれはね、その地域に合った林業に応じたような補償にしないといけない。それがやっぱりそれが地場産業である。それでなお、こういう財政が厳しい中でね、収入が増えるわけです。これはね、町が先にこういう格好で契約してしまいますと、一般のね、所有者の方にもものすごく影響あるわけでございます。それで当然これは28年生ですから、28年から投資した資金というのは大変なものだと思いますよ。今、実勢価格安いからじゃないですよ。ですから、その辺で今後、地場産業である林業をどのようにされるか、ということをお伺いします。

それからもう一つは、これ先ほどだれやったかな基金に積み立てるということでしたけども、その辺でね林業のためにもね基金にすればどうかいうことを、私はちょっと考えておりますんで、その辺まで含めてお答えください。

以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃる意味も十分私理解しているつもりであります。この一次産業の林業はですね、大変重要な地域の基幹産業と受け止めております。ですから、この林業がもっと元気になるように、収入が増えるように、そのように努力するのが当然と考えておまして、高速道路の進捗ということは、私どもがこの近畿自動車道紀勢線の早期完成を願って陳情している一つの方向性もでございます。それを踏まえながら言うべきものは言ってまいりたいと、このように考えております。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議員の質問にお答えします。

さきほど町長が申しましたように、去年の9月の27日に県に対して要望したわけですけども、まだ正式な回答はきておりません。しかし、再度ですね、その回答を要求しまして尾鷲

絵を理解していただき、再度要望していききたいと、補償単価の見直しですね。これについてはできれば森林組合さんも踏まえてやっていけたらどうかということで、よろしくお願いします。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね町長、今の関連になるんですけども、私その林業に関してはですね、いろいろな材木、いろんな単価についてはその時代時代の流れの中で決まっていくものでしょうがないと、またこの道路に関してはですね町長、やはり町長さきほど答えたようにですね、やはり誘致をして、やはり行政としては協力せなならん立場にあると思います。

その中でですね町長、やはり私が一番懸念するのは、もう単価的にはもうこれが、町長が最高責任者としてですね妥当だと、また道路一つ来ることによっていろんな波及効果があると、それを踏まえてこれでいいと言うのやったらそれでいいんです。しかし、これをベースに対してですね、これから田山地区に関しても山本地区に関してもですね、まだまだ用地買収は進んでいないと聞いております。

また、それで単価はですね、当初契約になった当時ですね、本当に個々の個人個人の土地を持っている人、山持っている人がですね、いろいろな憶測のなかで単価的にも自分なりの考えておった人もたくさんおります。しかし、段々段々煮詰めてくると、単価が本当に自分の思っておる何10分の1だったという声がたくさん聞こえるんですね。だから町長としてはですね町長、これからのあと、この中日本の道路公団ですか、そういう方々に関しては町としては道路建設に対して協力する立場であるから、単価、またこの林業に対してのもういろんなあれがあるけどいいと、しかし、別件個人のものに対する土地買収に対してはですね、考慮していただきたいというようなことを一度ですねお願いして、やはり地域に住む住民のためにもですね、町長大変だと思いますけど、お骨折りをいただきたいと思いますが、どうでしょうか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この土地の単価についてもですね、ご不満の地権者の方々いっぱいおられると思いますが、町といたしましてもですね、これで妥協して売買が成立した場合があります。しかしながら、

いくら景気が良くないとしてもですね、都会の景気はよろしい。そういうわけで地方が大変苦しんでいることも私も承知をしておりますので、議員のご意見も尊重させていただき、事ある機会にですね、そのようなことを申し入れます。

以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから要は、これを町としてはですね協力すると、その道路公団には。しかし、これをベースにした賠償問題、また土地賠償に関しての単価は決めないでほしいということだけではですね、町長、これと一緒になられては皆持っている人は困るわけですよ。だからそのところ強くね、要望していただきたいし、その単価ではなかなか収まらないよということもやっぱり相手方にも認識してもらわなあかんから、そのところ町長、要望じゃなくても本当にきつくちょっと町民のためにも、ここはひとつ紀北町の町長としてですね、やはりあなたも町民の生命財産を守らなあかんという言葉も都度都度議会に出ます。そのためにも本当に今回この人たちのためにもちょっと頑張ってもらってほしいと思いますが、そのところきつく要望お願いする次第でございます。町長、どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のきつくと、私のきつくはどの程度違うか、それはわかりません。けども私も精いっぱい努力いたしたいと思います。

議長

ほかに、1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

財産処分ということで、今2名の議員さんが発言されましたが、ちょっと僕お尋ねしたいのはですね、風呂ヶ谷1555ですか、これ売却されるときにですね、当然面積ね、測ったうえで、境界を立ち会ってですね、地籍等の調査もされたと思うんですけども、このときどうですか、課長、公募面積より多かったとか少なかったということがございませんでしたでしょうか。

という点と、もう一つ、これは全部じゃないからと言われればそうなんですけど、前回の売却等も踏まえてですね、例えば他所の山林等の調査を見ますと、山林の場合であっても

非常に増えておったり、また極端に減っておったりということがあるわけですし、そういった点でちょっとお尋ねします。

単価が適正であろうかなかなかということ、これは私はですねよくわからんというよりは、それは高い安いというよりね、私は思うのはね、例えば今、町長が2名の議員様の質疑に対してこういうふうにお答えになった。町からもですね、三重県知事のほうへ要望された。いわゆる桧と杉の単価の格差はおかしいじゃないか、いわゆる適正ではないんじゃないでしょうかという要望書を出されたらと、このように聞きました。

それとまた用地問題に関してもですね、少し単価的なことも要望されたらと、こう私は受け止めたんです。と言うことは町長自身がですね、まずこの杉と桧の単価の相違に疑問を抱いている。このように私受け取ったんですが、それで間違いないでしょうか。

であるならば、そのようなたとえ国が、これは中日本ですけども、単価評価等は中日本の、中日本が委託したコンサルがされたのか、中日本から依頼を受けた県がコンサルに依頼したのかは知りませんが、その評価基準を決めるにあたって、私が聞いておるところによりますとですね、国も中日本も県も、いわゆる入札制度においてコンサルタントに委託しておるわけですね。それはそれでいいんですけども、その委託を受けたコンサルタントが出してきた価格をもって、いわゆる町に対してもこのように価格評価をされてきておるわけですから、それは正しいかどうかを判断するにあたってですね、国が言うから、県が言うから、まず間違いないんであろうと、こういうふうに受け止めておるのか、町独自の評価基準をもっておられてですね、過去のデータももっておられて、これは適正とされたのかという点をお尋ねしたいと、こう思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最初の公簿の面積と実測との差については、担当課で答えていただきますが、私自身、杉と桧の単価の違いについては疑問を持っております。胸高直径20cm以上は桧のほうが高くなっておるということは聞いてます。

それから単価については、中日本高速も国交省も土地鑑定士の結果評価を決めたものと、そのように認識をしております。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

東議員のご質問でございますが、公簿面積は1万 2,588㎡、実測については手元にちょっと資料がございませんので、申し訳ございません。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

答弁もれ、町長の。コンサルタントが決めておるのは知っておるけど、町独自の評価基準を持っているのかということを知っておるのでして、ないならいい結構です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町独自の評価の基準は持ってありません。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

僕は町長にね、別にその文句を言うわけでも、担当職員にですね、文句言うわけでもないんですけども、やはりこの町民の財産を売却する。なおかつまたこれが事例となって、いわゆる後々残ってしまう。今からまだ、この紀北町においても随分の面積のですね、山林がですね買収されるわけですけども、町民から固定資産税等いただいております町がですね、町独自の評価基準を持たずしてですね、国が、県が依頼した一コンサルタント業者のですね報告を真に受けて良いのかどうかと、このように思うわけです。

まず、国にしても県にしてもコンサルタントに任せておりますけども、ここまで言うとい般質問になりますので止めます。どうですか、ご存じない。町長、杉と桧のですね値段の格差は20年でこう逆転しますよね。僕も最初疑問に思っておりましたけど、これは国交省からも中日本からも十分町のほうに説明しておるはずですけども、その点が執行部のほうが理解されていないから議員各位もですね、また町民も理解されないことになるんじゃないかと思うんですが、もう少し具体的に説明されれば、なぜ20年生までが格差があるのかということがわかるんじゃないかと思うんですけど、私は当然、その町長も担当課長もですね、承知のうえでこの契約に同意されたかに思うんですけども、そのなぜ20年生までが格差があるということ、20cmまでがですねあるということをお知らせ、もう少し具体的にほかの議員さんにも

わかるように、町民の皆さんにもわかるように説明してあげてくれませんか。

また私もね、もう一度再認識するためにお聞きしたいんですが、どうでしょうか。なぜ杉と桧が値段が違うのかということ。それを知らずしてですね、やっぱり財産を売却するということはちょっと、それをまた議会にですね、同意を求めることがどうなのかなと思うわけですね。

これはまた常任委員会に付託されるわけですね。そしたらそのときにまでですね、もう一度ですね各委員会で納得のいくようにですね、説明していただけるように、ちょっと調べておいていただきたいと、こう思いますね。

はい以上です。終わります。

議長

ご理解ありがとうございます。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

11番 入江康仁議員

今、質問されたけど、それは委員会に付託されるからということのなかでですね、やはり本議会で一応発言した以上はですよ、やはり違う議員もその角度で質問したい。また町長の答弁を求めてですね、我々議員としてもその中でまた考えも変えんなんかわからん。質問等もあるから、そのための本議会でしょう。委員会と言うんだったら何も委員会に付託されることは、ここで述べることはないですよ。さきほど東清剛議員も言ったけど、これは私も所属しておると、産業の中におるから。

そうじゃないんです。だからこれは委員会じゃなくて本議会で質疑、質問したことは本議会で答弁せな。東篤布議員だけの質問じゃないんだから。そうでしょう、本議会の場合は。

議長

ただ、ただいまの質疑が東篤布議員の個人の質疑です。

11番 入江康仁議員

その答弁に対しては、我々も聞く義務があるですよ。ないですか。そうでしょう。だから一人の考えが議員全体の質問じゃないですよ。だから答弁としては当然行政は答弁せないかなでしょう、この議会制度のなかで。そうでしょう。委員会に付託するから委員会で答え出

してくれというのやったら質問するあれもないですよ、意味もない。違う、そこは。私の言っておることは間違ってますか。

議長

はい、わかりました。確かにね質疑されことに対して答える義務というのはございます。どうですか、その辺についての質疑、答弁できますか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

入江議員のおっしゃることもごもっともなんですけども、また私が質問いたしまして、その答弁がですね、今、性急に要望してもですね、まず不可能とこう考えたもんですから、私はですねお聞きしたい皆さんもおるでしょうけれども、まずちょっとご遠慮申し上げたと言いますか、ちょっと答えを先延ばしにしたわけですし、またそれに対して、またご不満であったりわからない点があればですね、またほかの議員さんも再質疑されたらどうかと思うわけです。私はですね、なぜ委員会と言いましょか、時間の猶予をとったかと言いますと、正確な答えをいただかないとですね、あやふやな答えをいただいてもですね、ほかの議員さんの解釈に違いが出て困るんじゃないかと、こう思ったわけですし。

議長

はい、その点についても理解できます。

現時点でわかりませんか。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

すみません。桧は1ha当たりの補償額は杉よりも高額となっていますが、植栽本数が多いので1本当たりの補償単価では杉よりも低額となっている場合があるということでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

議事進行ですか。質疑と議事進行ちょっと違いますので。

20番 東清剛議員、議事進行ですか。

20番 東清剛議員

今言われましたけれども、本数の問題ですけども、この地域の植栽本数と、それから今これは用対連でね、中部地区なんですか、用地対策連絡協議会の単価というのは、東海5県の標準本数を出しておるものですから、全く尾鷲地域の尾鷲林業に当てはめた数字で話をされたら困るということを、私は言ってます。

議長

はい、ちょっと質疑になると思うんで。

現時点では答弁どうなんですか。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

後日、改めまして答弁させていただきます。申し訳ありません。

議長

後刻、後刻ということで。

中村高則産業振興課長

後刻答弁させていただきます。

議長

議長のほうから申し上げます。しっかりと調べた後に、この質疑の日程の間に答弁をいただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

11番 入江康仁議員

私が言っておるのはですね。いいですか、ただ行政側の答弁とするのはですよ、だれが質問しても財産処分に関わるなかで、一括した答えが答えなんです。ただ、さきほど東篤布議員が町長に言ったように、これ町民の財産ですから、町長にこの桧と杉の価格は疑問を感じないかという質問に、疑問を感じると、そうでしょう。疑問を感じるんだったらこれ町民の財産ですよ。だからそのきちんとした答弁を私ら待っておるわけじゃないですか。それを答弁なくして疑問がある中で、この財産処分をこの単価でやるよということになると、全然角度が違ってくるよ。だから、そういうことの中で、きちんとした行政としては一貫の答えを出していただきたいということなんです。

議長

そのことにつきましてはですね、基準というのは今ないということが、町長の答弁では行われました。

それと今、担当課が質問に苦慮しているのは20cmがですね、超えることによってなぜその評価がこのように杉と桧が違ってくるのかというところで、担当は苦慮していると思いますので、その辺を十二分に調べたあとでですね、その答弁をしていただきたいとこう思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

だからさ僕が言いたいのは、町長に出して、この町民の財産するときに疑問があるけど、疑問が何もそれを追及しないで、そのまま鵜呑みにして相手の中ですよ。野呂知事にも要望出したけど答えやられてない。またさきほど篤布議員、そういう中の答弁のなかでいただいておらんから、さきほど篤布議員は言ったのは、委員会に付託されるからということで、答弁が止まっておるから、私はそれに対しての答弁をいただきたいということなんです。

議長

さきほどの部分につきましてはですね、しっかりとその辺調べて答弁をしていただきます。それでご理解をいただきたいと思います。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第8 議案第53号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

町道の認定なんですけど、今回はですね何本か出ておるわけなんで、共通することなんですけどもね、その道路敷地になるところのその名義ですね、町有地になっているのかどうか、個人の名義として残るようなところがないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず今回、国土交通省から移管される部分でございますけども、底地

の所有はあくまでも国土交通省でございます。底地の所有権が町に移ることはございません。

したがって、道路法上ですね、道路管理の持ち分をそれぞれ国土交通省と町とで協定を行うというものでございまして、底地そのものは国土交通省として残りまして、ただ道路としての管理が町に移るというものでございます。

また、今回の道路のですね認定、または変更に係るものでございますけれども、このなかに個人所有の土地は含まれてございません。以上です。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

個人土地として残るところはないということでありましてね。昨年でしたか、紀伊長島区の大原向井地区やったですかね。そこで個人名義で残っておるために訴訟事件が発生しわけですね。このように将来ですね、後世に問題を残すようなことのないように、これからのね方針として町のね基準をつくって、今度道路認定がですね、まだこれからも発生すると思うんですけども、そのような方針を持っていただきたいと思っております。

以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員の思いはごもっともだと思います。私もこの行政入ってですね、どうも登記をしてない。正確にやってない箇所が相当あるように聞いております。今後そのようなことがないように、徐々にそれを解消してまいりたいと考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第9 議案第54号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

町道認定については私は問題ないんですけども、ちょっとこの課長にお尋ねしたい。この永長線ですね4号線のところですけども、ここのところで民間の方からですね、自分とこの敷地の下に下水の配管が入っておるんだと、そのお話をいただきまして、国交省のほうにこの道路のね拡幅やったかな、それがあったもんですから、これをする以上はですね国のほうで責任を持ってそれやっただけませんか、こう国に依頼したところ、やりましょうというこの話があったんですね。

どうということかと言いますと、この町が管理を任せられますところの道路の横に民地があります。その下にですね昔の、今現在も生きておるんですけども下水管が通っておるんですね。それを知らずにその用地を取得した人からの要望であったんですけども、当然町のほうにもそれはお願いしておるということでしたので、課長、今変わられましたのでね、その当時の記録があるのかないのか知りませんが、その点の確認はされておるのかどうかという点をお尋ねしてですね、もしされてないんであれば、またお願いもしたいと思いますので、どうでしょうか課長、これ。ちょっとこれ4号線のところかな。大きな下水管が通っている。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ただいま議員が言われました件でございますけれども、前課長から引き継ぎは受けております。昨年の6月にですね、この道路沿いの方から工場を改修するのですね、敷地のなかに今言われました下水管が入っておるということで、町に問い合わせがございました。その際、担当が調べましたところですね、昭和40年当時、国土交通省の国道工事、その当時は建設省でございますけれども、工事のなかで埋設した配水管であるというのが、国土交通省の工事の記録の中で判明いたしまして、昨年度行われました交差点改良事業の中で、国土交通省に処理をしていただきました。

内容につきましてはですね、敷地の中にあります配水管につきましては、これを廃止する格好でモルタルで充填して埋め戻したと、ただ撤去には至っておりません。それに代わるものをこの側道の中に新たに埋設して、それに代わるものを埋設したということでございます。

また、所有者の方につきましてはですね、現在、長島支所の担当におきまして協議を行っておりまして、将来的にですねこの方が工場を建て直されるときにですね、町の負担で撤去するようなことで協議中でございますので、これは確認に至っておりませんが、そうい

うことの話し合いを現在行っているところでございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

国交省の工事も終わったわけですし、随分長い間、町民の皆様にもご迷惑おかけしておいた工事ですけれども、これまた長島町民だけではなくてですね、この国道通られる皆さんのためにされたこととして、協力してくれたわけですけれども、町民からの強い要望としてね、これは大きな間違いを国交省もおかしておるわけですし、また昭和44年にこれ42号線開通したわけですけれども、そのときの工事が、工事のときの失敗であったとこう聞いておるわけですけれども、当然その当時の町の方も知っておられたと思うわけです。

だから、当然不動産の評価額を査定を下げるわけですし、その点を明確に文書に認めてですね、住民の方を安心させていただきたい、こう思います。それをせずしてですね、問題を先送りにしたうえでですね、議会にこれを承認というのもちょっといささかどうなのかなと、こう考えます。その点はよろしく課長と町長にお願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

資料の15ページなんですけど、幅員がですね最大で17mと非常に広いんですけど、これはどういう事情なんでしょうか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。この幅員の17mにつきましてはですね、起点側におきましてこの国道下の道路でございますので、隅切り部分として広がっておるといふ、その結果によりまして17mということでございます。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第10 議案第55号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正和議員

15番、この55号について質疑をいたします。これは永長線からの関係も私も知っておりますが、昨日も現地を近澤議員と一緒に見て回りました。この熊野古道に通じる一石峠に通じる海野踏切、これを車両通行止めにするということですが、これはおそらく農道、農地、林地に携わる人たちの踏切だったと思います。それだけに今度新しくこの、今回町道認定にする2号線、これについてはですね古道客等はこの起点から終点を通じて一石峠に抜けるということになるのか、この踏切そのものは歩いて利用できると思うんですが、私もJRにおった関係で非常にここ速度の出る危ない踏切だと認識しております。

そういう意味では、そこらへんは整理されてこの新しくできたときには使用認可になるのか、その将来の見通しをちょっとお聞かせください。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。17ページのですね位置図でございますけれども、今議員が言われました踏切につきましては、左上のですね加田踏切、また町道加田海野線の表示がございます。したがって、ここの踏切につきましては永長線の山本踏切の拡幅に伴うJRとの覚書によりまして、この海野踏切は車両通行禁止にするという覚書を交わしております。

したがって、この海野踏切につきましては、現在幅員が2mほどございまして、軽トラックがぎりぎり通るといような幅員でございます。この踏切につきまして道路中央にですね杭を設置いたしまして、車両を通行をできなくするように考えております。

また古道客等の安全性でございますけれども、JRとの覚書によりまして町の負担でですね警報機、また遮断機を設置するという内容になってございます。また道路利用者でございますけれども、町道加田2号線、また町道加田海野線、どちらからでも利用できるという形で路線の整備を行うというものでございます。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正和議員

この加田2号線を使えるということで、どちらも使えるということはよくわかります。しかし、地元の農地をつくっている地主の方、山林管理をされる方についてはですね、現地のこの海野踏切というのは非常に危険だということは十分認識されております。

しかし私、今見る限り古道客、ここの道は随分通っておるんですね、現在も。そういう意味ではその危険性というのは踏切だから当然危険なんですけれど、この道案内の関係では本当にこの2号線を通じて一石峠へ抜けてもらうという手立てのほうがいいんじゃないだろうかと、この言うたらこの終点からこの踏切までが熊野古道の範囲ではないと思うんですが、ならばこの新起点からこの2号線を通って一石峠へ抜ける。そういう案内板が必要ではなからうか、42号線沿いにとするんですが、これはどちらを通ってもいいのは確かに通ってもいいんですが、非常に危険だと現地思います。知らない人が通るんですから、初めて来た人が通るんですから、道案内を完璧にしていく必要があるかと思えます。

そこらへんで将来町道として、これを2号線をつくったときにはきちっとそこら辺の案内をされる。そういう計画はありますかどうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃるのもそうだと思いますね。これ海野踏切は大変危険であろうかと、そこを歩くのはですね。ですから、今後この新起点から加田2号線を歩いていただくほうがより安全性が高いと、そのように思いますんで、当局に今後要望してまいります。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今の町長の答弁ですとね、本来ここの熊野古道のルートの問題根本的に変えてしまいますから、そういう答弁されるんだったら私担当委員ですから申し上げたいと思いますが、これ一般的にこの一石峠ルートはですね、役場のほうから来るんですよ。こんなに迂回させるおつもりですか。ズーッと2号線通るといったら、江の浦トンネルの手前まで上って、またグルッと回すつもりですか。これ全く違いますよ。町長の答弁は現状認識してない。あなたは海野踏切を閉鎖しようと言うた張本人なんやから、改めてください。これは遮断機付けて安

全を確保したうえで通れるように今回多大な予算を使うんですから、今の答弁、私は問題がある。改めてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

熊野古道を根本的に否定するものではありません。安全性の感覚からですね、こちらを通ったほうがいいのではないかという考え方です。それは歩くのは越える方々、歩いてくれる方々の選択でよろしいのではないですか。しかも、将来課長が言うたように遮断機と警報機を設置するということが一応協約になってますんで、その結果ですよ。

議長

議員の皆さんに申し上げます。

ただいま町道認定でございますので、熊野古道等ですねその利便性、また本筋であろうかということはどうですか、また一般質問とかですね、そういったところで取り上げていただいて、町道認定における質疑のほうに入ってお戻りいただければ幸いです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

わかりますけどもね、熊野古道は西坂のほうからあれツツラトの場合はですね。荷坂峠道の場合は街中を通ってきて、これへ入ったわけですよ。一石峠へね。ですからこれは本来のルートに近い、全くそのままではなかったようですが、近いルートですから、これは私は認識を皆さん改めていただくためにも教育長のご答弁いただきたい。

議長

明らかにもう質疑の範囲から出ていると思いますが、北村議員の質疑におきましては、町長答弁の熊野古道のことについての認識違いということ、教育長何かご発言あったら許可いたします。

教育長。

小倉肇教育長

この問題につきましては、この一石峠へ行く道は世界遺産の指定にはなっておりませんが、この重要なですねルートであって、将来その可能性もあるルートであるということで、実は拡幅の条件でJRがですねこの踏切の閉鎖を出してきましたときに、

ここは閉鎖をしないようにという交渉を町としてしております。これは教育委員会としてしております。

ただですね、その結果、車両は禁止するけれども、通行はですね認めるという形で、こういう形になったのではないかと考えております。ただ、大変危険でございますので、町長おっしゃるように、今後これをですねルートとして使用する場合には十分安全にできるように、町としてもですね、教育委員会としても今後指導、あるいは施設のほう考えていきたいと思っております。

議長

ほかに紀北町道の路線認定について、質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

この2号線ですね、新設事業に伴い道路認定の必要が生じたため、それには山本踏切の件について覚書をJR東海と交わして車両禁止にしたという説明だったんですけども、私その覚書というものの本質というのもよくわからないんですが、そのところも初めてのことでですので説明を願いたいのと。

東海そのJRとですね、もうこの山本踏切のところは、もう両方の道が平成12年度か16年、17年から始まってきている、その部分だけがもう残っているわけなんですけど、その覚書に至るまでの経過と、そしてその踏切が一つ増えたら踏切をなくさなくてはいけないとも聞いておりますが、この海野踏切がそれにあたった。ほかにもまだ近くにも踏切があると思うんですが、そこら辺でなぜ海野踏切になったのかということも、私海山の議員でよくわからないので、基本的なところから説明をお願いしたいと思います。

議長

町道認定そのものとは外れますが、それに至る経過ということもありますので、わかるところがあれば答弁願います。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず海野踏切のですね廃止についてでございますけれども、まずさきほど議員も言われましたですね、町道永長線の道路改良事業に平成12年度に着手いたしました、その際、山本踏切が非常に幅員が現在狭いということで、その踏切の拡幅の計画を行い

ました。その際にJRと踏切拡幅について協議を行いました。当初、町側の提案といたしまして、海野踏切を廃止するという方向で当初JRとの協議を行いました。

しかし、その後ですね、一石峠等の存続の要望が非常になされまして、再検討した結果ですね、再検討いたしまして海野踏切を存続するという条件のもとで、再度JRと協議を行いました。その結果ですね、今回の議案でも提案させていただいております古里江の浦線の跨線橋の架け替え、また海野踏切をですね車両禁止措置にいたしまして、遮断機、警報機を設置するというのでJRとの覚書を、今年の3月に締結いたしております。

また、その覚書でございますけれども、まずですね、この覚書のまず目的でございますけれども、町道永長線道路改良事業に伴う山本踏切の拡幅について、それぞれの条件でございます。ただいま説明いたしましたように、海野踏切の車両禁止措置、また跨線橋の架け替え、また費用負担等について覚書を交わしたところでございます。

以上です。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきまして、3月30日に覚書をして新設が認められたということはよくわかりました。次の5号にわたるところも説明していただきました。議案のところもですね、それにつきまして3月30日に覚書があった。それで決まったのであろうと思うんですけども、当初予算のところから昔からの話で当初予算にされる。予算のところではなく、当初にはここら辺の覚書に含まれるということは、今回の6月議会に出されてきたのは、その3月30日でないとはわからなかったのかどうかというところだけ、最後にお聞きします。

議長

質問の趣旨がちょっとよく理解、もう一度簡潔に、質問の要旨がわかりにくかったように思うんです。

3番 近澤チヅル議員

すみません。3月30日の覚書で決定して、いろんな今回の新設のことも決まったということなんですけれども、突然決まったわけではないと思うので、6月議会でないとその新設ができなかった理由がちょっと、私当初の中でもこういう事業に対しての認定が想像できなかったのかどうか、お尋ねいたします。

議長

当初にこれ認定、議案を出せなかったのかどうかということですか。

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほど説明させていただきましたように、覚書の締結がですね3月30日でございます。したがってですね、今回もこれに関連する予算を補正予算で計上させていただいておりますけれども、まず不確定な部分が多分にあったということでございます。

したがって、当初予算の編成の時期というのは前年の12月ごろからかかりますので、その辺のところ非常に不確定な部分があったということでございます。したがって、道路認定、この路線につきましては当然用地買収等も伴ってまいりますので、そのへんの予算措置と合わせてですね、今回補正でも予算を計上させていただいておりますので、今回になったということでございます。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

ただ1点だけ。新設工事でございますね。ちょっと幅員について3mから5m、有効幅員だと思いますけども、町道の規格というのをちょっと教えていただきたいと思うんですけども、おわかりですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。町道の規格でございますけれども、路線認定の場合ですね、今回参考数値ということで表記させていただいておりますけども、法的には道路の新規認定につきましてはですね、路線名、それと起終点の表示のみでございます。

したがって、幅員とか延長というのはあくまでも参考ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長

ほかにございませんか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

実はさきほどのね執行部、町長のご答弁と、教育長のご答弁とは違うので、どちらのほうのあれを参考というんか、聞いたらええんか。

と言うことは、教育長はこの踏切に安全性を十二分にして、やはりこれを利用すると、町長はこの2号線を迂回というのか、ほうへ通っていただくと、全く異なっただご答弁ですので、さきほど北村議員も質問がありましたけど、どちらかこれ、どちらのほうへ聞き及んだらいいんか、全くご答弁が異なっていますので、再度町長、教育長のご答弁、統一しただご答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

こちらの議員の、さきどの前者議員のご提案でありましてですね、それもごもっともだと思いましたが、しかしながら、この何ですか海野踏切を通過してはいけないとは申せないと思います。ですから案内を要望する場合に、よく考慮して要望いたします。こちらはいけないという意思、考え方ではございません。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

教育長はね、やはり安全性を十二分に配備して、今これを利用するというんか、通っていただくと、町長はやはり要望、こちらへ迂回というか、この2号線を通ることを要望するというんでしょう。そやで全く、通っていただくというのでしょうか、そやけど2号線。

そこのとこさね、やはり全く教育長のお考えと異なっただ町長のお考えと思いますけど、もう少し再度明確にちよっただご答弁。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今も、座ったままご答弁して申し訳ありませんが、改めて申し上げますが、看板の設置を要望しますという私の趣旨でございます。こちらの道もありますよ。今のところは大変危険な状態であります。ですからそう申し上げたわけでございます。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長、ちょっとさきほどの、そしたら教育長のご答弁とは同じですか。それとも今のこちらへ通っていただくということじゃなしに、ただ危険な場合はこちらへ通れという意味ですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

教育長の考え方と私と根本的には違っておりません。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

最初から言うておるように、行政側の町長答弁するのはですね町長、やはりこの議員一人ひとりが質問することによって、答えがまちまちではこれ本当にどないしょうもないんだな。やはり行政側の答えというのは一本化しておらなあかんわけや。だから議長は教育長の発言を許した、発言する。教育長は教育長の考え持ってやった場合、異なってしもたらさ、これはもう答弁にならないと、実際言って。

やはりそれやったらもう一時議会を暫時休憩でもして、統一見解を決めてもらいたいと、その中でまた質問はできるけどもやな、今言うたように初めのとこで答えはめちゃうちゃ、どっちもわからんわ、こっち議員が、議員がさ、なぜ考えならん。答弁に対して議員がどっちが正しいんだというようなことを考えること自体、議会がおかしいですよ、議長。だからそれは答弁はやっぱりその行政側、これ改めてもらわんならん。課長らも皆そうや、はっきり言うておくけど、今までのね中で、課長としても答弁するときは責任もって、これ議事録にも残る答弁だから。言うたら町長の代弁するようなものですから、はっきり言って。

だからこれは自ずから、これは行政側のやっぱり答えというのは何にしても一本化、町長が答えようが担当課長が答えようが、同じ答えでなければならぬ駄目だよということだけは基本に持って、この議長答弁をやらせてください。お願いします。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員の言うことももっともで、答弁の統一性ということについてはですね、大変大き

な問題だと思います。私のほうからもそのように注意させていただきます。

議長

ここで暫時休憩といたします。

1時から開催の予定でございます。

(午後 0時 10分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 1時 00分)

議長

皆様のお手元には先ほど正誤表を配らせていただきましたので、ご了解をいただきたい
と思います。

それでは先ほど議案第55号 紀北町道の路線認定についての質疑の途中でございましたの
で、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

なお、さきほど議案第52号について答弁もれがございましたので、担当課長より答弁をい
たさせます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

さきほどのご質問の19から20になると桧のほうが逆転するというので、この杉と桧の単価の補償の問題なんですけれども、幼齢期のときの算定額は植林経費から割り出して成長するに従って用材価格も含まれるようになると、杉や桧の単位面積当たりの植林経費は大差がないと考えられております。

単価面積当たりの植え付けの本数は杉よりも桧のほうが多いと算定されるので、一本当たりの単価としては杉よりも安くなると、しかし、胸高直径の20cmあたりになると用材の価格も考慮されるので桧のほうが高くなっていくということでございます。

以上です。

議長

それでは日程第11 議案第56号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第12 議案第57号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正和議員

57号について質疑いたします。

新の終点から起点までかなりの延長があるんですが、実際はこの町道井の島山本5号線と書いてあるこの直線ですね、これに沿って用水路があります。これについてはですね、この町道とは関係がないようにしておりますけれども、新興住宅が多くて子どもたちも多くて、実際にはまり込んでケガをした事例もありまして、長島支所のほうにもものを言っておりますけれども、ここの町道認定ということになると、当然ガードレール等の問題も出てこようかと思うんですが、そういう点では子どもたちが多く、新興住宅が多いということではこのガードレールも含めてですね、これはきちんとしていかななくてはならないのではないかと、ただ路面だけでなくガードレールも必要であるという部分があるかと思うんです。ただ、簡易ガードレールみたいなのが今付いておりますけれども、非常に危険な状況になっておりますが、ここの話は出ておるんですか、町道に移管と言いますか、することによって。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ただいまのご質問でございますけども、今回路線変更となっておりますね、追加される部分はですね、今議員が言われました排水路等はありません。ただ、現在のですね町道井の島山本5号線変更前の部分でございますけども、これにつきましては議員が言われましたように、終点側に向かってですね右側に排水路がございまして、確かにそういう危険な部分もございますので、部分的には転落防止柵等を設置した部分もございますけども、今後はこれについてもそういうような検討もやっていきたいと考えております。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第13 議案第58号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第14 議案第59号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第15 議案第60号 平成19年度紀北町一般会計予算(第1号)を議題といたします。

質疑については歳入歳出全体についてといたします。

質疑を許します。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

補正予算についてなんですが、先回ですね3月議会のこの予算編成において、町長のほうからですね昨年度比3%減の緊縮検討された当初予算が提示されて、我々はこれを承認したわけなんですけど、これ前回ですね4月25日の議会説明で物件が出てまいりまして、そのときは1億4,000万円余りのその補正予算という説明がなされました。これですね当初予算さきほど申しましたように、承認後約1カ月のあとのことでもあります。その後、今回出されました額がですね7,584万円となっておりますが、少しその辺のことでお伺いしたいんです。

一つはですね、この短期間のうちにですね、補正の形で大きな金額のものが出されてきておるといことですね、当初予算のときになぜその辺が把握できなかったのか、いわゆるその辺の業務がですねどうなっておるのか。我々思うにはですね、当初予算をあくまで承認させるのにですね一旦承認させて、そのあとからまた追加の形でもってくるというようなですね、当初のそういう気持ちになかったのかどうか。ないだろうとは思いますが、ただ私の感覚ではですね、当初予算をもう少し真剣に討議していればですね、もう少し先が見える仕事ができるんじゃないかと思うんですけども、これはあくまでも私の感覚なんですけど、その辺のですね、行政上のですね事情があるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことをお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

3%の当初予算減、前年度比ですね。これが作為的であったかどうか、それは議員もご承知かと思いますが、実際財政は厳しいがゆえにですね、作為的ではございません。

しからばどうか。この次の6月補正で7千何万と多額の補正予算を出してくるのはどうかということですが、一番大きな原因はですね、3月当初予算については1カ月、2カ月以前からずっと審議をしたり協議をいたしますが、この4,500万円の古里ですね、江の浦線については一つはこれはまだその事業の外郭が確定していないで、その後確定いたしました。しかもこれが高速道路紀勢線と関連しておりまして、時期的に今回の補正をお願いしないと、間に合わないような状況が出てきた一つでございます。そのようなわけで、どうしても6月議会でお認めいただきたいと、そういうところであります。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今、町長ご説明があったんですが、いわゆる当初予算を決めるその時期とですね、その確定する時期のタイミングというのか、その辺のことをもう少し詳しくご説明願いたいと思うんですけども、担当課長でも結構です。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

当初予算の編成というのは、スケジュール的に言いますと、12月に各課から予算を提出していただきます。それを1月から2月にかけて町長査定、財政課査定を経て確定していきます。その時点ではまだこのような、このたびの補正予算のような事業は出てきませんでした。以上でございます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

多分そのようなことじゃないかということは想像はしておったんですが、その辺のことがですね我々はじめ、なかなかわかってもらえてない面も多々ありますんでね。その辺のことも十分こう説明する責任があるんじゃないかということで、質問を申し上げました。

ただ、今までのその仕事のやり方はですね、今が十分じゃないと思うんです。したがって、あくまでその当初予算の段階でもう少し先を見てですね、しっかりと今の仕事に満足するんじゃないくて、もっと業務を改善することによってですね、より正確な予算が組めるように努めていただきたいという要望をしておきます。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

予算の編成上、なぜこういう予算編成したのかお聞きしたいんですが、副町長か財政課長にね。この10ページの観光費に計上されておる道の駅、あれは県営の孫太郎管理センターで一部を借用しているのですね。あれは県営施設ですね。

ですから、これはスルジ川の南側の部分の町施工分だと思いますけれども、これは公営費

なんじゃないですか、土木費に計上すべきじゃないんですか。しかも全額これ地方債一般財源で賄ってますが、県立公園の公園施設の駐車場の拡張になぜ県費が一円も入ってこないのか、そういう交渉したのかしないのか、県と。本来はこれは土木費のなかの公園費で計上すべきものと私は思いますが。その辺のなぜこういう予算編成をされたか、県との交渉をしたのか、その辺含めてお答えいただきたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

最初に予算の組み方について説明させていただきます。なぜ商工費で、商工費のうち観光費で組んだかということなんですが、まず事業名といたしまして道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業でございます。これは道の駅の駐車場を拡張し、休憩所を整備するものであります。したがって、観光事業といたしまして第6款の商工費、第1項商工費、第3目の観光費で計上させていただきました。

議長

それと県費の問題と、県との交渉の問題というのが。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。議員が質問されました公園事業ではないのかと、したがって、土木費での計上が適切ではないかという質問でございますけれども、まずですね、この事業につきましては4月の25日でしたか、議員説明会でも説明させていただきましたけれども、道の駅の駐車場、またトイレが非常に少ないということで、利用者が困ってみえるということですね、それと国土交通省に対しまして、防災拠点を兼ねたそういうような整備をお願いできないかということの要望を、旧町の時代からしておりまして、その事業が国土交通省で18年度から事業化されたと、その中ですべてが国土交通省の整備というわけではできないということの中で、当然町の負担も必要ということ、この前の議員説明会でも説明させていただきました。

そういうことですね、当然その道の駅ではございますけれども、公園区域での整備となりますと、当然法的にですね、公園区域に編入という手続きも必要となってまいります。そういうことですね、国土交通省の事業そのものが道路事業でございますので、そういうこと

で当初はですね、議員説明会でも建設課のほう、私のほうから説明をさせていただきましたけども、今、財政課長が説明されましたように財源のですね手当等の問題もございまして、観光費ですか、そちらのほうで計上させていただいたということでございます。

したがいましてですね、県の公園事業等のですね要望はいたしておりません。協議、設置のですね隣接でございますので、その辺の協議は当然行いますけども、公園事業としての取り組みとしては要望はいたしておりません。以上です。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今、財政課長は道の駅の駐車場と言われた。あれは県立片上池公園の駐車場です。建物は孫太郎管理センターという公園管理施設です。駐車場は公園の駐車場としてつくられたんで、道の駅の駐車場としてつくられたんではありませんよ。それで今、建設課長は公園区域の編入が要るだろうということでしたが、これはやっぱり県にしかるべき話し合いをして、財政面でも支援していただくのが、私は筋だと思いますがね。ちょっと財政課長の認識が違ってますよ。あれ道の駅の駐車場じゃありませんよ、公園の駐車場です。いかがでしょうか、どうお考えになってますか、副町長あたりいかがですか、どう考えておられますか。

議長

北村副町長。

北村文明副町長

今回の整備にあたりましてはですね、なるべく有利な財源を充てるということございまして、商工費に持ってきたということでございます。県との折衝の結果、有利な起債を充てるという、その条件のなかで最も有利な財源を持ってきたということでございますので、何とぞご了承賜りたいと思います。

議長

ほかに、5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今の件ですけどもね、さきほど建設課長も言いましたけども、4月25日でしたですか、全員協議会の席で私も町長にお尋ねして、この今、町から出費するのに4、5倍言うたのですかな、4,000万円から5,000万円ぐらいの1,000万円ぐらいは安いもんやないかと、それから次から次、長島旧町時代の要望が出てくるのに対してもうないんかというような、私ちょ

っと厳しい質問もいたしました。

それで今ここで見てみますと、1,200万円の丸々ですわね。これの事業に対しては。過疎債と言ってますわね。そうするとその1,000万円丸々町から、今さきほど出費して、町長いわく4、5倍、その4,000、5,000万円のをしてくれるのという、何かこれ裏づけがまだここには示されておりませんが、追ってこの1,200万円の、その何かそれによって町に丸々、この4、5倍とか何かのいう、国交省からの何か見返りがあるんですかね。

それとこの458万円某の、さきほど財政課長言われた工作物の移転ですか、それはどのようなものを移転するのも、あわせてご答弁お願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

1,600万円は地方債で過疎債であります。それでこのうち70%が交付税で措置されます。

以上でございます。

議長

国交省との確約というか。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

工作移転料の内訳でございます。工作物については鉄筋の上屋、建物ですね。鉄骨の倉庫です。それと木造の物置等々でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えします。国交省からの見返りというか、この事業は国交省主体でやっていただく事業であります。そういうわけで先の説明会でも申し上げたとおり、ほとんど国交省の負担となっております、一部町負担ということでもあります。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今の産業振興課長の、あれは公共財産の移転か、それとも個人のかさね、その移転のものが、ただ建物とか屋根とか何か言っていましたけど、その辺のそこ内容を少し不正確でしたの

で。

町長、それで国交省が今後してくれるという、具体的にはどのようなということ、今回は何もこれ示されておられませんわね。1,200万円の某のだけで、そうすると今後どのような国交省がしていただくという予定というのか、決まっていますのか、前回説明会では防災拠点云々ということありましたが、そこをもう少し明確にご答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あそこの今やっております県の所有地の道の駅となっておりますところから、260号線がきている間の約8,000㎡のところを用地取得をいたしまして、荷坂峠は現在のところ250mmの雨量があった場合には交通止めとなります。したがって、それらのときの自動車の避難をあそこです。それから今後防災に対する防災倉庫等、それからもう一つはトイレ等を設置をしていただいて、それを予定をいたしております。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

工作物の補償なんですけど、個人の補償でございます。その内容でございますが、作業倉庫でございます。以上です。

議長

ほかにございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、この今の観光費のことなんですけど、さきほども町長が説明したことはですね、4月25日の全協でもう十分私ども聞いているわけですよ。ただそのときは建設課が、要はあげ方なんですよ、私が質問したいのは。

要はそのときは建設課が主になって説明した。当然僕らは土木費としてあがってくるだろうと、だからあなた今言ったように6億円の事業をやる。そのかわり今の現在の道の駅からあそこに排水路があるから、それを渡らす橋を付ける。その町の部分があるのは4,500万円だと、それに対して設計費用としては600万円で実質3,900万円、このような説明を受けとったわけですよ。だから財政課長が答えておるのはですよ、北村議員に対して、あなたがこ

の観光費に使うということは我々全協で報告受けたときに、出すところ違うんだったら当然これは産業振興課になるだろうこれは、説明は。このあげ方なんだ、あんたらはごまかしをというかね、そういうあげ方したらあかんというのだ僕らは、僕らに対して。あなたこれ観光費ってだれが決めるの。あなた言ったさっきの言うた答弁やってみなさい。観光費だから観光費にしましたって、だれが決めるん、これ。こんな名目ないだろう。あなたが決めるんかこれは。

そしてこれはあくまでも補正予算というのはね、12月から当初予算に向かってやっていくということは、もう前回聞いた。それでこの一つはこのZTVに関して我々議会でこの間した。これはもう4月に入ったことだから当然補正にしないかん。それでこの説明の中で、なっている中ですよ、4,500万円のなかの今答弁の中で、産業振興課が主にならなあかんのと、観光費というのは。そうでしょう。それをあなたが北村議員に尋ねられたとき、あなたはどのような名目で出したんだと、財政は。これはあんた関係ないことなんです。これ本当は産業振興課が当然、この当初これを出した時点において建設、全協のときに町長、あなたが全協のときに建設課で説明されたけど、予算に関しては公園費になったと、それに対しては観光費、商工費の中でいろんな補助金等のことがあるんで、科目を替えましたというぐらいは、町長あなたが説明せなあかん。

全協で説明したことと全然違う科目で予算を上げるということは、これは駄目ですよということなんです、町長。そこはどう思いますか町長、あなたあんなだけ全協開いてですよ、やっておいてですよ、それで科目をした。僕らそれどこに説明したことがあがっているんかなと、どこかな。多分この観光費にあがっておるのがそうだろうと、僕らが考えんならん。あなたたちが出してきた予算を説明を受けながらですよ、議員が考えんならんでこんな馬鹿な補正予算はないですよ。計画立てるのは。そこのとこ町長どう考えますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

説明いたします。今も副町長が申し上げたとおり、非常に有利な財源を探してこれを充てた。その結果この観光費であげてですね、これは過疎債を適用させていただいた。これは町にとってとても有利な起債でありますんで、そういうふうな対応をいたしました。

以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと答弁になってない。議事進行でお願いします。

いや町長、それはね私言っておるのは、その土木費で当然あがるものを、副町長が過疎債で有利なものだと言うて、そしたらこれ 4,500万円が 1,200万円でもいいわけ、その事業ができるわけ、副町長。そういうことになるやろ、条件のええというのは。違うのそしたら。どんなとこでいいメリットがあるわけ。そういうこともわからんでしょ、私たちは。それはあなたたちが土木費で説明しておいてですよ建設で、あとで有利なものがあったからというなら、予算に対してのあれは全然皆違ってきますよ。審議したのも、あとであなたたちがこれがいい条件があったからというのは、皆変更できるわけ。一回全協に諮ったもんだったら、私は筋として一回皆議員に説明するのが筋じゃないかということなんですよ、町長。有利だとかそういうことじゃない。これを出すまでの前提に対して私は言っておるわけなんですよ。

そうでしょう、それは。あなたたちはこうだと言っておいてですよ。予算は全然関係のない観光費であげてきたら、私どもわからんですよ、これは。条件外で、どういう条件が出るわけ。そんな 4,500万円が 1,200万円になったのか、何がええわけ。実質この 1,200万円使うことによって何か助成が出るわけ、副町長。そういうことの何が有利なあれがあるの。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あのですね 4,500万円はまだあと工事費の分は残ってます。まだあるんです。これはまだ決定してからまた予算を組み、お願いせないかんです。その一部としてですね、この需用費、公有財産購入費、それから補償補填及び賠償金という科目の、その中の一部の事業が、1,268万 2,000円なんです。これがなぜ有利なのかと言いますと、過疎債を適用していただけるように、いろいろとお願いしてですね、そうしますと70%が交付税算入してくるんで、非常に町政としては財源が楽になってくるという意味で、こういうふうなテクニックをさせてもらったんです。どうぞご理解ください。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ご理解って、ご理解、町長、町長、これはほんなら 4,500万円のなかの一部。そしたらあ

の 4,500万円の工事費はこういうもん含んでないの。皆含んでおるんでしょ。4,500万円の中にこの 1,200万円の 4,500万円の一部なんでしょ。これ 4,500万円の工事費の別のもんなの、これ。いやそこもちゃんと町長答えてくださいよ。

だから要は、今回過疎債で70%戻ってくるんですか、これ。この 1,200万円に対して70%が戻ってくるの。戻ってくるのね。そんなら実質これの30%でいいわけやね。支出は。

そして 4,500万円のなかの一部じゃなくて、一部なの、一部。それは説明になかったからさ、あのときの説明はこんな補償とかそういうもんは何も説明なかったから、私は今言ってることさね、要はあれ工事費としてその、言うたら町との配分の中の 4,500万円だということになって、そんな補償とかそんなもんあのとき全然こういう説明なかったよ、町長。

いやいや話が進んでおらんとき、話は進んでおらん中でそんなら全協まで開いて説明してですよ、町長ちょっとえらいよ話の進め方の順序は。そうでしょう。だからやっぱり全協まで開いてしたときには、やっぱり全協に伴った説明で替わるときはこういうような予算の編成させていただくとか、それは全協まで開かなくても一応議長に報告して、議長からでも議員に対して説明をね、いただけるようにしていたら、こういう何かきな臭いこと考えるのではなくて、本当に考えならんですよ。皆これからは、皆本当に予算に対しては。

だから、そういうことはもうわかりやすいようにあげてもらわんと、それで財政課長あんた何、そしたらシステムとして答えると言うたけど、そんなら当初予算のときは各課長は皆あげてくるわな。それをあんたは自分で、あっこれは観光だ、あれだというのはあんた皆やるの、配分は。向こうから土木であげてくださいと言うてもあかん、これは観光だというのがあんた仕分けするの。そんだけの権限持ってシステムというのはあんたやっておるの。いやあんた言うたからさ、ちょっと議長答えさせてください。いや、それは大事なことだ。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

予算の款項目は各課から出まして、それを財政課と協議して決めさせていただきます。

以上でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからそうじゃないんさ。それはわかっておるんさ、それは。ただ言うた教育課やったら

教育費だと、しかしこれは土木だと、あんた感覚でやなこれやったら土木やなといったら土木に回すわけかというの。それだけの権限持ってあんたは予算に関しての差配も皆やるのかということなんです。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

それについてはお互いに協議してまいりたいと思います。権限はありません。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんなやったらあんたさっきシステムを、北村議員に対してシステムをきちんと説明しますということ言うたんやで、北村議員の質問の答えにしたって議員全体にあんた説明しておることになっておんのよ。だから私はさっきも言ったけど、各課長はそれなりの責任も持たなあかんど、あんたシステムを言ったんやんか。それで当然私はあんたにはそれだけの権限あって、収入役もおんのおかしいなと思うたん、これ本当に。あんたはの中で土木費を観光課に回したということやろ、あんた。だから当初予算でも同じこともできるよということやないかな、そんなら。そやったらあんたの配慮でやな、どの課でも振り回してできるのかということなんや。そういうシステムなのかというのや、あんたシステムというて説明したから。それはないだろう、あんたには権限は。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

予算編成についてはいろいろ課と財政課を中心にして協議しますが、最終決定は私の責任においてさせていただいております。しかし、言葉がちょっと議員に理解されなかったようで、今後注意して発言をしますで、どうぞその本意のところをご理解いただきたいと思います。

議長

入江議員、今のですね町長のちょっと発言が、ちょっと私からみてミスがあったように思います。入江議員ちょっとお待ちください。

町長、発言のところでちょっと説明不足で、そちらの否を認めるべきの発言やない。

奥山町長。

奥山始郎町長

再度申し上げますが、太田課長の説明不足でありましたので、申し訳ないと思います。

議長

それではほかに質疑される方はございませんか。

東篤布君。

1番 東篤布議員

ごめんなさい。手短かに終わります。

レク事業では予算がとれないということで、こういう形ですね、国交省の防災拠点の事業に乗かって当町は駐車場を広げると、であるから、国のほうからお宅もこれぐらいの出費をなささいよということで、この用地を取得されたとこのように前回の説明でこう理解しておりますが、この用地の取得についてですね、あれ何年、20数年前になろうかと思いますが、孫太郎トンネルに至る道路買収されたときの買収価格をですね、僕は部分的にはあるんですけども、片上側も名倉側も聞き及んでおるんですけども、現在のこの町が買収した価格と、国交省が買収した価格にですね、随分なこの開きがあるやに思うわけです。

その時点の道路買収にあたったのは県ですけども、あのときは2年ほど予算をかえして、これで予算をかえすようならこの事業はストップだというふうな強い県の意向で買収に入ったわけですけども、当時はまだ長島に土木事務所があったときでしたけど、その当時の町の評価額、いわゆる固定資産を算定するときのですね評価額と、そのときの県の買収価格、なおかつ現在のこの田んぼ周辺のいわゆる固定資産税を算出するための評価額があります。

そしてこの価格は多分国交省が出された単価でなかろうかと思いますがけれども、その単価とですね、どれほどの、例えばあの当時の価格と町の評価額、現在の国交省の評価額かなり下がっています。僕の記憶では、もうほぼ半分に近いんじゃないかと思います。であるならば、町の評価額はどの辺に位置しておるのかなとこう思うわけですよ。その点を踏まえられたうえでですね、国交省が出されたコンサルタントに依頼して出されたこの単価が適正であると判断してうえでですね、町はこの地主さんと交渉されて、この単価を決定されて、またこの予算計上が議会に出されたのかどうか。

以上の点をですね、長くなりましたけど簡単に説明してください。単価にあまりにも差があるということですね。それを知っておってね、この価格を出したのかということ。税金をいただいております以上はそれぐらいのことは知っておかないと駄目ですよということなん

です。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えいたします。この単価なんですけども、国交省の鑑定の単価でございます。

以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

だからですね課長、いや国交省の出す単価はすべて妥当だとは限らんのじゃないかと僕は思うわけですね。例えば今、高速道路の工事で関連工事で中日本さんが出しておられる単価と、国交省が出しておられる単価には随分差異がございます。なおかつ、今回もこの国交省が出した価格よりも高い価格で購入されておるのではなからうかと思えますね。だからそれはこういった理由で高くなっておるんですよと、町独自の評価基準を持っておらんとですよ、国交省に言われたもんでこの単価で買ったんです。それじゃちょっと納得できんのじゃないかなと思うわけですね。

町がこれ買収するわけですから、国交省が買収するにしてもですね、それぐらいの価格は町側としても、町の財産をですね譲渡するわけですから、知っておかねばですね、我々の責務を果たせないじゃなからうかと思うわけですね。

ちなみに課長は、その孫太郎トンネルがいつ完成して、その当時の用地価格ご存じですか。近隣の売買事例を一例でも二例でもご存じですか。なおかつ町が固定資産税いただいていますけども、固定資産税を算出するための評価額、ここでいくらですか。課長だけで答えられんと思いますが、しかし、課長も税務課長もまた町長も副町長も入られて、この価格を決定したのであればですね、当然その情報は課長も知っておって当然でなからうかと思うわけです。だからその当時のほん横ですよ。あの当時道路がないときの田んぼの用地の買収額、今現在あれだけの立派な道路ができて、その横の買収価格、なんでこれほどですね、いくらバブルが弾けたからといってもですよ、バブルが弾けてどん底まで行って、今や日本経済は上向いてですね、もう踊り場までたどり着いたと国も言うておるやないですか、そのように国がそうやって言うおるのにですよ、なぜそこまで安い価格で評価されるのか。町自身が基準の価格を持っていないからでないかと、こう思うわけです。もう一回課長、ご存じですか、

その時点の周辺の売買事例、それからその 260号ができたときの価格。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

申し訳ありませんが、勉強不足でわかりません。

議長

ほかにございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

老人福祉費なんですけども、工事請負費 650万円が計上されております。これは老人福祉センターの空調設備の整備という説明をお聞きしましたがですね、現在その老人福祉センターの空調設備どのような状態にあるのか。それをですね、またどのように整備をしようとするのかですね、ちょっと詳しく説明をお願いします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員の質問にお答えさせていただきます。

現在ですね、1階部分の全体、1階部分の面積なんですけども 498㎡ほどあります。そのうちの 429㎡が今のところ冷暖房が効かない状態であります。2階部分につきましても主なものとしましては集会所は冷暖房効きます。それ以外の施設につきましては今の現在冷暖房の施設が使えない状態であります。以上であります。

議長

今後、どういう改修するかということも。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。本体のですね機械が故障してますので、その本体の機械を整備するものであります。以上であります。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

あのですね、こういうような大きなね整備を、取り替えをですね、なぜ当初予算のときに

計上しなかったのか、まだ3月より経ってないわけですね。その理由をちょっとお聞きしたい。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

申し訳ありません。本来ですとですね当初予算に間に合えばですね、当初予算に計上したかったんですけども、故障が起こったのがですね当初予算を締めてからになりましたので、申し訳ありませんが、今回の6月の一番早い時期に補正予算で計上させていただきました。以上であります。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

当初予算のときはまだ調子が良かったと、それでその後悪なったというような説明であったかと思うんですが、それならですね、修理でいけないのかどうかね、このことをお聞きしたい。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。説明がちょっと少なかったんですけども、このエアコンの設備なんですけども建設当時から、建設したのがですね昭和60年でして、建設当時からもう20年以上経ってます。そのような関係で最近では故障もいろいろありました。その都度修繕をしてきましたが、今回の故障につきましてはもう修繕が効かないということで、今回、本体から工事するものでございます。以上であります。

議長

ほかにございませんか。

13番 島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

CATV行政放送事業費の増、これはこの前やりました議員定数検討特別委員会への放映の分だと思えますけども88万2,000円、これ1回分ですか、どうですか。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

このCATV行政放送事業費の増でございますが、88万2,000円、これにつきましては4回分でございます。内容は紀北町議会議員定数検討特別委員会の撮影等の費用でございます。以上です。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第16 議案第61号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

日程第17～日程第20

議長

お諮りします。

日程第17号から日程第20号までの4件については一括して報告を求めることとし、報告第2号と報告第3号についての内容説明は、議題としたときに求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、そのように取り計らいをいたします。

それでは各事件についての報告を一括して求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは4件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

本件につきましては、平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）及び（第3号）におきまして、総務費では学校施設等耐震化推進事業ほか8事業、民生費では後期高齢者医療制度運営事業、農林水産業費では民有林道開設助成事業、土木費では町道真谷線道路改良事業、災害復旧費では国補町道道路災害復旧事業ほか2事業の、合計13事業、総額で3億9,911万6,000円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、議会に報告しようとするものであります。

報告第3号 財団法人紀北町開発公社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画等について

であります。財団法人紀北町開発公社の平成18年度の決算と、平成19年度の事業計画等の書類を作成しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告しようとするものであります。

報告第4号 専決処分の報告について

であります。本年3月5日、午前11時30分ごろ、紀北町海山区中里船津出張所敷地内において、ごみ収集業務委託業者の従業員が運転するごみ収集車がごみを積み込むために、ごみ集積場付近にバックした際、駐車中の乗用車に気づかず相手方の車体後部に接触し、損傷させてしまいました。

その後3月28日に損害賠償額を25万1,834円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

ごみ収集業務の委託先には交通安全に十分留意のうえ、業務を遂行するよう要請したところであり、今後このようなことが発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

報告第5号 専決処分の報告について

であります。本年3月14日、午前9時30分ごろ、海山体育館横の駐車場において、同体育館の軒天井が強風により剥がれ、駐車していた乗用車に落下し、ボンネット等を破損させてしまいました。

その後3月30日に損害賠償額を10万7,498円として示談が成立し、同日、地方自治法第1

80条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。このようなことは大きな人身事故につながりかねませんので、今後は特に老朽化した各施設の安全管理を充実させ、二度と発生しないよう気をつけてまいりたいと考えております。

報告につきましては以上でございますが、報告第2号、第3号につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

以上で報告を終わります。

報告第2号と報告第3号については、それぞれ独自の日程事項として記載してございます。これらの報告についても疑義があるときは説明することがあることなどから、質疑を許可するように取り扱いをいたしたいと思っております。

それでは日程第17 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

太田課長。

太田哲生財政課長

繰越明許費繰越計算書の説明をさせていただきます。

報告第2号

繰越明許費繰越計算書について

平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）第2条及び平成18年度紀北町一般会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成19年6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは次のページをご覧ください。

平成18年度紀北町繰越明許費繰越計算書に基づき、説明させていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費では、学校施設等耐震化推進事業、文教施設等耐震化推進事業、庁舎等耐震化事業、消防防災施設等整備事業、紀北町防災マップ整備事業、紀北町地区集会所建設事業、紀北町浄化槽台帳整備事業、紀北町観光振興プラン策定事業であります。

これらの事業は、本年2月6日に成立しました国の平成18年度補正予算によるもので、旧

合併特例法に基づき、合併した市町村が市町村建設計画に基づいて実施する事業に対して交付されるものであります。繰り越す事業は合計しまして2億6,104万2,000円であります。

第3款民生費、第2項老人福祉費では、後期高齢者医療制度運営事業であります。繰り越す事業費は3,100万円で、電算システム構築に要する経費であります。

第5款農林水産業費、第2項林業費では、民有林道開設助成事業であります。繰り越す事業費は170万円で、海山区便ノ山地区の民有林道栃山風穴線の開設に要する森林組合おわせへの補助金であります。

第7款土木費、第5項都市計画費では、道瀬地区の真谷線道路改良事業であります。繰り越す事業費は326万1,000円で、用地補償等であります。

第10款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費では、国補町道道路災害復旧事業旧海山町分と、併用林道災害復旧事業であります。国補町道道路災害復旧事業旧海山町分は、平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）によって、1億861万4,000円の繰越明許費を計上しましたが、繰越事業費の精算によりまして1億1万3,000円となりました。町道白倉1号線の道路災害復旧に要する経費であります。併用林道災害復旧事業の繰り越す事業費は210万円で、林道修繕等に要する経費で森林管理局から交付されるものであります。

以上で、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。
よろしく願いいたします。

議長

以上で内容説明を終わります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に日程第18 報告第3号 財団法人紀北町開発公社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画等についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中場企画課長。

中場幹企画課長

説明をさせていただきます。

議案書の報告45ページをお願いしたいと思います。

財団法人紀北町開発公社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画等について

議長

ここで暫時休憩といたします。

少しお待ちください。

(午後 2時 03分)

(資 料 の 配 布)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

議長

誠にさきほどは申し訳ございませんでした。

それでは内容説明を求めます。

中場企画課長。

中場幹企画課長

最初からご説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

報告第3号

財団法人紀北町開発公社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり財団法人紀北町開発公社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画等を提出し報告する。

平成19年 6月13日提出

紀北町長 奥山始郎

別冊の報告第3号資料をご覧いただきたいと思います。

(以下報告書により詳細に説明)

議長

以上で内容説明を終わります。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

7番、この資料についてなんですが、2ページなんですが、2ページの一番下のところですね、次の案件については継続審議としたということで終わっておるんですが、実はこの継続審議の部分は平成19年の4月の26日に再審議をしまして、承認をされております。

その承認されたことがですね、このあとのページ、事業計画15ページ以降に記載されておるんですが、この資料だけを見る限りですね、継続審議となっておるのに結局この資料が付いておることになるわけです。これで資料よろしいんでしょうか。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

資料として確かに判断しにくい部分もあろうかと思えます。

ただ、この2ページにつきましては18年度中の自治会の分だけでございまして、今議員申し上げましたその後の継続審議は19年度ですんで、ここには記載はしてございません。

なお、そのような感じで見にくい場合もありますので、ちょっと検討させていただいて、今後はこういう場合は、例えば下のほうに括弧で書くとかの検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

ほかの議員さんもそういうことでおわかりいただければ、私もそれでいいんじゃないかと

思います。以上です。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番、1 ページですけども、立木の売却先が紀北町とこうなってますけど、素朴な疑問なんですけど、町は木を買って何したいんやろ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは以前にですね、公社にお買い上げいただいたものをですね、町としては買い戻して町有林として保有するものであります。

議長

もう少しもうちょっと詳しく。

奥山始郎町長

以前ですね、開発公社がこの旧海山町時代ですね、町有林を開発公社に買い上げていただいた経緯がございます。それを10数年かけてですね、町が買い戻すよう努めてきたわけで、その結果であります。よろしいですか。

議長

ちょっと担当課からも。

中場企画課長。

中場幹企画課長

ご説明をさせていただきます。

この公社立木等の売り払いでございますが、旧海山町時代、旧海山町開発公社でございますが、平成10年度に当時の営林署跡地、現在の多目的広場でございます。公民館の前の多目的広場でございます。あの広場の奥のほうにまだ舗装のしていない砂利のところがあると思います。駐車場として使っている部分でございますが、その部分を利用している土地でございますが、営林署のほうから売却の話がございまして、当時町が購入にあたりまして6億3,000万円、すみません。営林署からのすべてで6億3,000万円でございますが、その部分の用地購入費が必要となったことから起債等の部分を除いてですね、一般財源の費用分として町のほうから、町の立木を一旦開発公社が購入をいたしました。そのときに2億5,000万円

の借り受けをいたしまして、町との契約のなかで年次計画で買い戻していただくということになっておりまして、今回すべて買い戻しをしていただいたという経緯でございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

小松原やな。多目的ですか、公民館の前のところやな。そもそもその開発公社の目的というのはどういうことかよくわかりませんが、三重県の開発公社なんか先行取得なんかして、いわゆる事業がスムーズに進むようにやっておられるわけですけども、町ももちろんそのような意向があって、次のページに出てきますが、高速道路用地の先行取得等も出ておりましたけども、そのような目的を含めての開発公社でしょうか。ただ親会社と子会社、今もテレビでよく横文字の会社出ているようにですね、親会社と子会社みたいなですね、利益を出したり、またその減価償却出したりするためのものではないんでしょうね、これは町なんやで、何の目的でこの開発公社というのは、そもそもざっくばらんに言うとしてね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったように用地取得、それから町が大変その用地取得がしにくい場合にですね、開発公社にやっていただいて、それは町との協議のなかで決めていくというような業務をやっていただくことだと考えております。

議長

ほかにございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今の町長の答弁ですね、先行取得とかそういうこと言いましたけども、僕もこれ開発公社は今回このかかわるの初めてなんです。その中で今回この立木に関しての買い替えはですね、一旦これ買って、今10年に買い戻したということになればですよ、開発公社が何か金のからくりをつくるために開発公社したのかと、いやいや一旦買って、またなぜ買い戻さなならんのかと、町が。売ってやろ、売ったところからまた買い戻すというのも私ちょっと。

だから、開発公社という趣旨の中ですよ。先行取得、またはいろんなもの買うのはいいんですよ。買ってそこを何かの形で開発しながらやっていくという、事業やっていくという

のは、本来の開発公社の業務ではないかと、仕事じゃないかと思うんですけども。なぜ今買い戻したのかと、町に。そんなら当然最初から売る必要なかった。何も開発しないところをなぜ売って、それで町は今財政が苦しい苦しいと言いながら、また買い戻しておる。これは町長あなたの今の財政改革の中でですよ、これちょっとおかしいんじゃないですか。えらいから開発公社に買っていただいたというのだったらいいけど、また買い戻したと、それじゃ何にも売らんでもいいんじゃないですか。その本来の開発公社の業務というのはをちょっと教えていただきたいですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今も申し上げたようにですね、先行投資とか先行取得ということも一つあります。今回の場合は、課長が説明いたしましたけれども、町があそこの公民館の前ですね土地を取得する必要が生じまして、その財源として町有林を一旦公社にお買い上げ願ってですね、そのときの約束で年々それを買戻していくという約束のもとにこれができるわけなんです。こういう場合があったわけなんです。しかしまた議員がおっしゃるように、また別の目的を持ってですね、用地等を取得する場合も発生するかも知れません。今回の場合はそういうわけでございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ何かやる場合にですね、町長。そんだったらその公社というのは金をつくるための公社なんですか。ただそんな町有地を、これは当然この公社のトップあなたですよ。そうでしょう。その中で町の町有地を売った。またあとで買戻すよと、その約束であるものを先行取得することはできないから、それを買うために町有地一旦買ってくださいと、開発公社買ってくださいと、10年したら買戻しますよと。

いや要はね、だからそれと一緒に開発公社は公社で立ち上げるのはいいんですよ。やって本来の業務として先行取得するということは、何かの目的を持ってですね、町としては先行取得するときは何かの目的やらなあかんから困るときにもあるんですよ、はっきり言ってね。だからそれをつくって財源をつくるのもいいです。またそれは別にですね買戻す約束をしなくても、いろんな中で今度は役立ててですよ、開発してもらいいわけなんですよ、その

地域に対して。なぜ買い戻すというそういうような業務もできるのかということなんですよ。開発公社としては、本来開発公社という業務から外れていくような、要はそんなら金をつくるのにダミーの会社をつくるのと一緒じゃないかという、僕は懸念があるわけです。

先行取得だ、先行取得だと言うけどやね、金をつくるのにこの形をつくって、それでその中のトップはあなたですよ。だけど町財政のいろいろなトップあなたです、財政も。そのお金をまた今度は公社というこれまた違いますよ、これは。一旦離れたら町の。公社が仮に今いろんな問題になっているように、いろんな中から県もあるようにもう潰そうかどうかということになっている。そんならその公社にある負債はどうなるんだと、これ皆町からの出資みたいになるわけでしょう、町長違うんですか。

だから本来の業務に外れているように思うんですけどもね。こういうやり方はあまり好ましくないあれですよ。これ町長本来ね、あなたは紀伊長島町だったから、まだここに合併になって初めてね、なったところですから、あまり追及してもあなたにも責任あるようでないようなところもありますから、まず本来これからの業務としての開発業務というのはね、公社の業務というのは、そういう考えであると僕は考えるんですよ。町長の考えもここでしっかり聞かせていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

公社運営には理事会がありましてですね、いろんなケースが出てきた場合には理事会でよく協議、審議をしていただいて、より健全な運営の仕方をしてまいりたいと考えております。

議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは以上で質疑を終了いたします。

続いて報告第4号と報告第5号については、地方自治法第180条に基づく議会の委員による専決処分の報告であります。

この報告についても正規な質疑ということではなく、報告の内容について不明瞭な点についての説明を求めるといことで、発言を許可することといたしたいと思います。

それでは日程第19 報告第4号 専決処分の報告について議題といたします。

発言のある方ございませんか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

この報告4号ですけどもね、これよう議会でこの賠償のこの問題提起されるんですけどもね、この紀北町になってから度々これが出ますんですけどもね、町長もさきほど業者にもしっかりするような指導をしたと言ってますけど、これ紀北町になってから何度ぐらいこういうような損害賠償の問題ありましたか、担当は総務課長かな。何度ぐらいありましたかなこれ。よう度々この損害賠償の問題がありましたけどさね、やはり少し抜本的にここで皆指導せんと、安易にこれ絶えず出てさね、町長は皆議会にお詫びして指導するという発言は度々ありますので、これ何度ぐらいありますか、これ。今まで紀北町になってから、ちょっとお答えください。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。

紀北町になってからという統計は、ちょっとないんですけど、平成18年度のちょっと統計とってありますので、報告させていただきます。

平成18年度には4件、賠償金額の専決処分したのが4件です。ほかに自損事故が6件、信号待ちで追突された事故が1件ありまして、全部で11件でございます。

以上でございます。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長、今の報告聞きましてどうですか、これあまりにも多くはないですか。

こんな軽いと言うんか、重い事故も軽い事故もありますけどさね、あまりにもこれ多くはないですかね。18年度からだったら1年間ちょっとですわね。19年度始まったばかりですからさね、これは安易に絶えずこの問題が、そして済まされるということは、あまりにもちょっと安易すぎるんじゃないですか、これ。やはりもう少し指導厳しくと言うんか、やはり業者、または皆さんにさね職員の方々にもさね、もう少しこういうようなことの起こらないように、またそういうようにしていただくのが町長のお考えだと思いますけども、町長どうお考

えですかね、この問題。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘のとおり多いとは思いますが、加害者の場合もあるし、被害者の場合もございます。しかしながら、このご指摘をいただいたのは先の議会でもある議員からご指摘をいただきましてですね、この損害賠償保険についてはその委託業者持ちでやってはどうかということを受けました。それも検討をさせていただいておりまして、それが大変難しい場合もいろいろ内容によってあるんですね。しかし、根本的には事故を起こさないということに、今後も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今、町長のご答弁やると業者に損害賠償の、それも向こう持ちとするという方向で今後は行くということですね。はい。

議長

ほかにございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今のね交通事故に対する損害保険の問題ですけど、要は町で損害保険を入っていると、それでまたこの業者に対してもあなたも入らせる。これ二重になるわけですね。二重になるわけですよ。業者は業者、行政は行政で入るわけでしょう、その車に対して。それで二重に入るわけなんで、仮に入らせたとした場合ですね。それでは保険が二重に出るかというたら出ないんですよ。今回の場合はこれは町で入っているから町の保険を使ったと、これ業者にしたときはお宅もう行政とした保険は入らないということで、そういう方向でいくわけですね。そういう方向で、そこ答弁よろしく。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

例えば委託料のなかに保険料も加えた形で業者に保険入っていただく、そういう考え方で
す。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

さきほど18年度の物件でですね、11件あったと言われておるんですが、これはゼロがいい
んであって、減らしていかないかんと思うんですよね。どういうふうに減らしていかれるか、
お聞きします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

交通事故を主として考えた場合には、ルールをしっかりと守ると、安全の意識を高める、
そういうふうに啓発していきたいと思います。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

もちろん今言われたことは大切なんですけど、私はですね、この1件1件この報告の中に
ですね、ではなぜこれが起きたのか、その原因。そしてそれをなくすためにはですね、どう
いうことが必要だったのか、その対策。そうして今回出てきておる両方ともですね、同じよ
うな危険なところが町内にいくつかあると思うんです。それらに対してもどのような手を打
つのかと、そのようなですね、具体的なことを進めていかなければ減らないと思うんです。
是非その辺をですね、しっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は責任者としてそのことは痛感しておりますが、担当課のほうでもですね、よくその今
議員がおっしゃった原因と対策、そのことを検討させます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

是非そのようにしていただいて、減らされることを期待しております。

以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で発言を打ち切ります。

次に日程第20 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

発言のある方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

19番です。一点ちょっとお聞きしたいんですけど、役場としてその職員に駐車場を確保してあげているのか。それから駐車料金は取っているのかについてお聞きします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず駐車料金は取っておりません。

それから職員の駐車場はある程度確保しております。

以上でございます。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

今のそういう体制はですね、ちょっと住民の感情に馴染まないのではないかということを感じたものですから、発言をやっているんですけども、その駐車料金を取っているのなら、補償する必要あるけども、ただで職員が置かせてもらっておいて、破損したからといって役場に責任があったとしてもですね、役場が補償するというのはやや違和感を感じるわけです。

ちなみに郵便局ではですね、局舎のなかの前とかああいうところへ駐車する場合も、ずっと前から駐車料金は取っているわけですよ。そういう点でやや違和感を感じるんですけども、どんなものですかね、これは。

議長

奥村議員、駐車料金の問題になると、ちょっと専決処分の問題と少し離れてまいりますんで、どうでしょうか。そのさきほど落ちたですね、事を補償しなきゃいけないのかどうかという、質疑の分をですね取り上げたいと思いますが。

その部分だけ先に答弁していただきます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

風が吹いたために体育館の天井部分が落ちたということで、町に責任があると思いますので、このように補償をさせていただきました。

以上でございます。

議長

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それはそういう考えは、今ただで置かせてもらっておいてですね職員が。壊れたからと言って補償を求めるといこと自体は、もう現在の社会情勢の馴染まないのではないかと僕は思っているわけです。議員自身がですね、これは私の一存ではないわけですよ、ある面では。今、住民から起っているのは郵便局でさえその局の前へその駐車を定期的に置く場合は、その2,000円か3,000円か知りませんが料金を取っている、そういう時代になって、役場がそんなに財政が破綻寸前に行っておるんならばですね、もう職員から駐車料金を取って財政を豊かにすることもやらなくてはならないのではないかという意見が出ておるものですから、私はこれに合わせて質問したわけですけども、将来そういう方法も考えねばならないのではないかと考えておりますし、議員そのものが我が身を削って多くのマイナス面を承知のうえ、我が身を削ってその議員の削減をして財政の健全化をしようとしておるときにですね、行政そのものが現状では私はいかんと思っています。この意見だけ申し上げて発言を終わります。

議長

ほかに発言される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で発言を打ち切ります。

それではこれで4件の報告事件については聞き置くことといたし、終了をいたします。

日程第21

議長

次に日程第21 請願案件を議題といたします。

請願についてお手元に配布のとおり、1件ここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(請 願 文 書 表 の 朗 読)

議長

以上で請願の説明を終わります。

お諮りします。

請願案件については、質疑を省略し委員会付託といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、省略することにいたします。

議長

以上で、今回提案されました案件についての質疑はすべて終了しました。

議長

ここで委員会付託表の配布をいたさせます。

(委員会付託表の配布)

議長

なお、付託表の配布中ではありますが、先の3月定例会での一般質問において、個人名が出されたことに対する異議申立てがございました。そのことについて議員よりお詫びをしたいとの申し出がございましたので、配布終了後に発言を許可することにいたします。

よろしくご了承を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは奥村武生君の発言を許します。

19番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、少し時間をいただきます。

先の3月定例会で、議案に対する討論のなかで、個人名を申し上げたことが誤解を招くことになりかねないため、その方には大変ご迷惑をおかけしました。

以上です。どうも貴重な時間ありがとうございます。

議長

それでは議事を進めます。

お諮りします。

本日、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙付託表のとおり、担当委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙の委員会付託表とおり各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査につきましては、明日の6月14日、総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の開催といたします。常任委員会につきましては、いずれの委員会も午前9時30分からとなっております。

また、委員会の運営につきましては、各委員会の委員長において取り計らいくださいますよう、お願いを申し上げます。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦勞様ございました。

(午後 2時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 9月 11日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 玉津 充

